

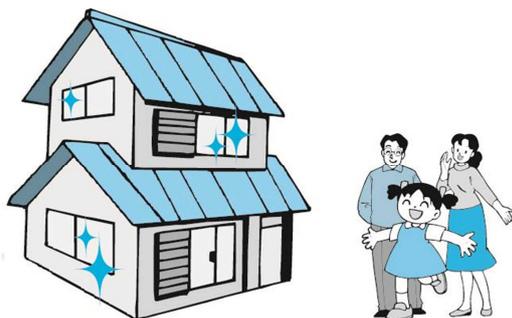
対象となるリフォーム

1	台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事等（給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気、通信設備工事及びガス設備工事を含む。）
2	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
3	外壁の張替え工事又は塗装工事又は防水工事
4	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
5	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
6	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
7	雨どい等の取替え工事又は修理工事
8	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
9	防音工事
10	バリアフリー改修工事

※事務所若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主により実施する工事であること。

※予算額に達成しますと終了となります。

※各補助制度には、条件があります。申請前に行うと補助が受けられないのでご注意ください。



【お問い合わせ先】

高石市役所 都市計画課

電話：072-275-6479